特定非営利活動法人まちづくりスポット

# 倫理規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下「当団体」という。）の定款第５条に基づいて実施する事業の実施にあたり、倫理について必要な事項を定め、事業者、利用者等の権利擁護を図り、もって法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

（組織の使命及び社会的責任）

第２条　当団体は、その設立目的に従い、多様な地域課題の解決のためにさまざまな主体が手をとりあい地域社会の課題解決を図り、つながりが生まれる社会をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第３条　当団体は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持･向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第４条　当団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第５条　当団体は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

２　当団体は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

３　役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第６条　当団体の役員及び職員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第７条　当団体は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

２　当団体は、総会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3　当団体は、役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当する者でないことを確認するため、役員に自己申告をさせなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第８条　当団体は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第９条　当団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研鑽）

第 10 条　当団体の役職員は、社会的課題やその解決に向けた取り組み等に関する情報の収集を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の確保）

第 11 条　当団体は、必要あるときは、総会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 付 則

１．この規程は２０２２年 １２月２３日から施行する。